

令和3年度 新型コロナウイルス感染症発生施設見舞金支給要綱

静岡県老人福祉施設協議会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）が発生した会員施設に対して見舞金を支給する場合の取り扱いを定める。

2 見舞金の支給対象施設・金額

感染症が発生した会員施設に対して、次の表のとおり見舞金を支給する。

対象施設		見舞金額	
1 施設の陽性者	5名以上	1 施設	5万円
1 施設の陽性者	4名以下	1 施設	2万5千円

3 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に発生した感染症に対して適用する。

4 見舞金の支給手続

(1) 支給の申請

見舞金は、支給対象となる会員施設が本会に対して行った支給申請に基づいて支給される。その支給申請手続は、支給対象となる会員施設が感染状況報告書(別紙「見舞金申請様式」)を本会事務局に提出して行う。

(2) 支給の決定

見舞金支給の可否については、前記(1)によって提出された感染状況報告書に基づき、正副会長会議において決定する。

5 申請期限

(1) 施行日以前に感染症発生の場合

令和3年4月1日から本要綱施行日以前に感染症が発生した会員施設の見舞金の申請期限は、令和4年1月31日までとする。

(2) 施行日以降に感染症発生の場合

施行日以降に感染症が発生した場合は、発生から2ヶ月以内に申請するものとする。ただし、令和4年3月1日以降に感染症が発生した場合の申請期限は、会計処理の都合上、令和4年4月30日とする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。